

# 能美市定住促進補助金制度

【申請の対象者】 以下の①、②いずれも満たす方 (2019.4.1版 新生制度)

- ①対象住宅のある住所に住民票を異動した時点で**45歳未満**である
- ②家屋の所有権を持っている (持ち分比率は不問です)

【申請期間にご注意ください】

住宅の保存登記が完了した日、または、住民票を異動した日から  
おおむね**3か月以内**に必要な書類を提出してください。

		補助額 (万円)									
定住者区分		10	30	50	60		110	120		170	
県外移住者	中山間地区	基礎 10万円	県外者加算 20万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	中山間地区加算 50万円  ※契約日が2019年3月31日以前の場合:30万円		市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円	市内在勤者加算 (H30.4.1以降で新規採用) 50万円	
	その他	基礎 10万円	県外者加算 20万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円	市内在勤者加算 (H30.4.1以降に常勤で新規採用) 50万円			
能美市以外 の 県内在住者	中山間地区	基礎 10万円	市外者加算 10万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	中山間地区加算 50万円  ※契約日が2019年3月31日以前の場合:30万円		市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円	市内在勤者加算 (H30.4.1以降に常勤で新規採用) 50万円	
	その他	基礎 10万円	市外者加算 10万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円	市内在勤者加算 (H30.4.1以降に常勤で新規採用) 50万円			
市内在住者	中山間地区	基礎 10万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	中山間地区加算 50万円  ※契約日が2019年3月31日以前の場合:30万円		市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円			
	その他	基礎 10万円	三世帯同居、近居 親世代同居 20万円	三世帯 同居 (加算) 10万円	市内業 者加算 (設計・ 不動産) 5万円	市内業 者加算 (建築) 5万円					

**【中山間地区加算対象となるエリア】**  
和佐谷、岩本、灯台笹、大口、長滝、筋生、  
和気、寺島、館、金剛寺、坪野、鍋谷、仏大寺

- 【**県外者加算、市外者加算の条件**】 以下の①、②いずれも満たす方
- ①住民票上、**世帯の1/2以上が県外・市外に1年以上居住**した後、市内に転入し、**3年未満で能美市内に対象住宅を取得している**
  - ②**県外、市外からの転入者が住宅の所有権を有している**



# 能美市定住促進補助金制度 添付書類

基礎の申請に必要な書類すべてと、希望する加算措置に必要な書類を添付して提出してください。

	基礎	県外者 加算	市外者 加算	三世代同居 三世代近居 加算	親世代同居 加算	市内業者 加算	市内在勤者 加算
申請書	○						
誓約書	○						
申請者世帯全員の 住民票の写し	○						
建物の登記簿謄本	○						
住宅取得にかかる 契約書のコピー	○						
取得した住宅の図面	▲(増改築 の場合)						
補助金振込先の通帳見返し かキャッシュカードのコピー	○						
戸籍の附票		○	○				
同居、近居する世帯 全員の住民票の写し				○	○		
申請者世帯と同居、近居する 世帯の完納証明書				○			
契約相手への支払いが 確認できる領収書の写し等				○			
市内業者が設計、販売、工事 したことが確認できる契約書						○	
平成30年4月1日以降に 新たに常勤で雇用されたこと がわかる在勤証明書							○